

平成16年 第2回 6月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成16年6月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成16年6月11日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意第1号 教育委員会の委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意第2号 公平委員会の委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第10 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第11 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第4～第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第29号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第30号議案 中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を廃止する条例
(日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(19名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 中家多恵子君 | 2番 山本 慎悟君 |
| 3番 佐々木晴一君 | 4番 植本 種實君 |

6番	青木	孝子君	7番	久好	勝利君
8番	杉原	茂雄君	9番	岩崎	三次君
10番	堀田	英雄君	11番	井上	久雄君
12番	湯浅	信弘君	13番	掛田	るみ子君
14番	香川	実君	15番	上村	武郎君
16番	岩崎	悟君	17番	佐々木	正義君
19番	下川	俊秀君	20番	片岡	誠二君
21番	井上	太一君			

欠席議員（1名）

18番 米満 一彦君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	税務課長	鳥井 政昭君
人権推進課長	中村 次春君	社会福祉課長	伊東 久文君
介護保険課長	成富 隆俊君	健康増進課長	中尾三千雄君
管理課長	栞野 広行君	土木課長	山本 正司君
指導課長	藤原 孝之君		

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開会

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成16年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

去る4月26日、山本貴雅君から一身上の都合の理由により、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日議員辞職願を許可いたしましたから、報告いたします。

他の報告事項につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。また、朗読は省略したいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1．会期の決定

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月23日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は13日間と決しました。

日程第2．同意第1号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、同意第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります千々和晴美氏の任期が、本年6月30日で満了いたします。つきましては、教育行政に高い識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより同意第1号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(杉原 茂雄君)

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(杉原 茂雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(杉原 茂雄君)

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本件については同意することに賛成の議員は賛成と、また反対の議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	久好 勝利議員
9 番	岩崎 三次議員	10 番	堀田 英雄議員
11 番	井上 久雄議員	12 番	湯浅 信弘議員
13 番	掛田るみ子議員	14 番	香川 実議員
15 番	上村 武郎議員	16 番	岩崎 悟議員
17 番	佐々木正義議員	19 番	下川 俊秀議員
20 番	片岡 誠二議員	21 番	井上 太一議員

議長（杉原 茂雄君）
投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）
開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に堀田英雄君及び掛田るみ子君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）
投票の結果を報告いたします。
投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成18票、反対ゼロ、以上のとおり賛成全員であります。よって、同意第1号については、これを同意することに決しました。

日程第3 . 同意第2号

議長（杉原 茂雄君）
次に、日程第3、同意第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）
同意第2号公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。
本市の公平委員会の委員であります城戸真一氏の任期が本年6月30日で満了いたしま

す。つきましては、引き続き人事行政に高い識見を有しておられます同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより同意第2号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の議員は賛成と、また反対の

議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1番	中家多恵子議員	2番	山本 慎悟議員
3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
6番	青木 孝子議員	7番	久好 勝利議員
9番	岩崎 三次議員	10番	堀田 英雄議員
11番	井上 久雄議員	12番	湯浅 信弘議員
13番	掛田るみ子議員	14番	香川 実議員
15番	上村 武郎議員	16番	岩崎 悟議員
17番	佐々木正義議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(杉原 茂雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上久雄君及び湯浅信弘君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成17票、反対1票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意第2号については、これを同意することに決しました。

日程第4．承認第2号

日程第5．承認第3号

日程第 6 . 承認第 4 号

日程第 7 . 承認第 5 号

日程第 8 . 承認第 6 号

日程第 9 . 承認第 7 号

日程第 1 0 . 承認第 8 号

日程第 1 1 . 承認第 9 号

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第 4、承認第 2 号から日程第 1 1、承認第 9 号までの専決処分 8 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

承認第 2 号から承認第 9 号までの提案理由を申し上げます。

初めに、承認第 2 号平成 1 5 年度中間市一般会計補正予算第 1 1 号につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成 1 6 年 3 月 2 7 日に、病気療養中でありました職員が亡くなりましたことから、急遽退職金の支払いの必要が生じました。このことから、退職手当として 2, 4 8 0 万円と、さらに職員退職積立基金の本年度利息分として 3 0 0 万円を新たに積み立てを行うため、あわせて歳出予算 2, 7 8 0 万円を計上いたしております。

歳入予算としては、職員の退職手当と積立金分とあわせた 2, 7 8 0 万円を、まず職員退職積立基金から繰り入れを行い、また基金の効率よい運用を行うため、財政調整基金からの繰り入れを 2 億円減額し、職員退職積立基金からの繰り入れを 2 億円増額する予算の組み替えを行ったもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 6 億 1, 0 2 4 万円とし、平成 1 6 年 3 月 3 1 日付で専決処分としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第 3 号平成 1 6 年度中間市一般会計補正予算第 1 号につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成 1 6 年条例第 1 2 号中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例に基づき、基金の額を 5 0 0 万円増額し総額 1, 0 0 0 万円とし、このうち福岡県国民健康保険団体連合会からの借入金 5 0 0 万円を充当されますことから、中間市負担額は 5 0 0 万円といたしました。

このことから、現行 2 5 8 万円の基金を 5 0 0 万円に増額するため、高額療養費支払資金貸付基金繰出金 2 4 2 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 3 億 2, 8 4 2 万円とし、平成 1 6 年 5 月 1 日付で専決処分としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第 4 号平成 1 6 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算第 1 号につき

ましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成15年度の間接市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は46億1,486万円で、歳出総額は51億3,360万円となりまして、差し引き単年度収支といたしましては1億5,697万円の収入不足となりました。

さらに、平成15年度の繰上充用金であります3億6,177万円を加えた、平成15年度の総決算といたしましては5億1,874万円の不足額となっております。

そのことにより平成16年度補正予算として、歳出では、8款の前年度繰上充用金で、歳入につきましては、10款の諸収入で5億1,874万円を計上し、予算の総額歳入歳出それぞれ54億1,553万円とするものであります。

昨年度に引き続き赤字決算となりましたが、今後、税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化等、市民の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第5号平成16年度間接市住宅新築資金等特別会計補正予算第1号につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成15年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算額を調整いたしましたところ、歳入に不足が生じたので、これを補てんをするため、5月31日に専決処分したものであります。

補正予算のうち、歳出につきましては、前年度繰上充用金に、歳入につきましては、諸収入にそれぞれ5億4,106万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,978万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第6号間接市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

近年の医療及び医療機器の発展には目覚ましいものがあり、これにより多くの市民が各医療機関において先進技術による医療や検査を受けることが可能となってきております。

しかしながら、これらの医療の受診に伴い、患者本人の医療費負担も増加している傾向にあります。本市の国民健康保険事業では、被保険者の窓口精算での負担を軽減するため、貸付利率が無利子である高額療養費支払資金貸付基金が設けられておりますが、この借用申請額も年々増加をし、基金の満額である500万円前後で推移をしているところであります。

ところが、平成16年3月支給分での借用申請額が600万円を超え、さらに4月支給分の申請額は850万円と増え続けている状況であります。現在の医療を取り巻く環境を考慮した場合、急激な医療費の減額は見込めないため、現在、条例において定められている基金の額500万円では、国民健康保険被保険者の貸付借用申請に応えられない状況が

生じています。

つきましては、本貸付制度の円滑なる運用を図り、かつ市民サービスの低下を招かないためにも、早急に基金の額の増額が必要であることから、本年5月1日から中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正をし、基金の額を500万円から1,000万円に増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第7号から承認第9号までは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本年3月31日に地方税法の一部が改正をされたことに伴い、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が4月1日となっておりますことから、3月31日付で専決処分したものでございます。

改正の内容について、その概要を説明申し上げます。

最初に、住民税の改正であります。

第1に、個人住民税につきましては、市民税均等割の人口段階別税率区分が廃止をされ、税率年額2,000円から3,000円に統一するものであります。これに伴い、約1,600万円の増収を見込んでおります。

第2に、均等割の生計同一の妻に対する非課税措置が段階的に廃止され、一定の所得金額を超える者に対し、平成17年度は1,500円、18年度からは3,000円課税されるものであります。これに伴い、平成17年度は約420万円、平成18年度は840万円の増収を見込んでおります。

第3に、所得割非課税限度額の加算額「36万円」を「35万円」に、均等割非課税限度額の加算額「21万6,000円」を「19万8,000円」に、それぞれ引き下げるものであります。

第4に、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例が廃止をされ、特別控除後の譲渡益の税率を「4%」から「3.4%」に引き下げるものであります。

第5に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例については、特別控除後の譲渡益の区分が「4,000万円」から「2,000万円」となり、税率は2,000万円以下の部分が「3.4%」から「2.7%」に、2,000万円を超える部分が「4%」から「3.4%」に引き下げ、短期譲渡所得の課税の特例についても、譲渡益の「9%」から「6%」に引き下げるものであります。

第6に、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を3年延長するものであります。

第7に、特定の居住用財産の譲渡損失の額を翌年以後3年内の合計所得金額が3,000万円以下である年分を各年分の総所得額等からの繰越控除を認めるなど創設す

るものであります。

第8に、上場株式等以外の株式等の税率を「4%」から「3.4%」に引き下げるものであります。

第9に、老年者控除額を廃止するものであります。

この改正は、平成18年度からの適用で、これに伴い約4,700万円の増収を見込んでおります。

次に、固定資産税の改正であります。

主な内容は、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けした附帯設備に対して課する固定資産税については、当該附帯設備を償却資産として、取り付けした者を納税義務者とするものであります。

次に、都市計画税の改正であります。

主な内容は、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

最後に、国民健康保険税条例の改正であります。

主な内容は、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分8件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

承認第5号平成16年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算第1号について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論いたします。

今回、補正で出されています繰上充用金5億4,106万円は累積赤字で、これは一般会計から繰り入れをして会計上の処理を行ったものです。この特別会計は、同和地区住民に住宅の新築や改修、あるいは宅地購入の際、利息2%で3年据え置き、25年償還という長期低利息の資金を融資するためにつくられた制度でした。

この制度は、国の補助対象事業になっているので、貸付金のうち4分の1は国の補助金、残り4分の3は国からの起債となっています。国からの借金は、そのときの公定歩合で

6%から8%台で、その差が超過負担になっています。

この貸し付け事業は昭和41年度から始まり、昭和61年度までの21年間に貸付金額14億円、貸付件数740件となりましたが、同和地区世帯は国勢調査によれば399世帯で、このうち同和住宅入居が130世帯であり、差し引き269世帯で、この269世帯が全部借りたと仮定すると、1世帯平均で3回近く貸付を行ったこととなります。

同和対策の貸付制度は、当初から「貸してくれたまえ」といった空気があり、過年度分の返済がわずか5.9%という数字がその実態を示しております。このように不正貸付が滞納を生んだ赤字でありますので認められません。貸付金の収納促進を最大の課題として取り組むことを求めて、討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

承認第7号中間市市税条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

今回の条例改定は、本年3月、国会で成立した地方税法改正に伴うものであります。

この地方税法改正は、自民党と公明党によって、地方分権の推進を支える税制として提起されたものですが、その実態は、三位一体改革の看板による、国から地方への財政支出大幅削減を、地方自治体と住民の負担で穴埋めさせることを中心にして、大企業、金持ち優遇のための制度はそのまま維持、あるいは整備しているのが特徴です。

今回の税制改正で、税収への影響額が最も大きなものは、老年者控除の廃止です。老年者控除は65歳以上で所得が1,000万円以下の者に適用され、控除額は48万円でした。この控除の廃止によって、控除額のみだけ課税所得が上積みされることとなります。そのため新規に課税対象となる高齢者は全国で約60万人、中間市で2,099人と見込まれています。

さらに、国税において、公的年金控除を削減して、年金控除の最低保障額を120万円にした影響を受け、所得税の課税最低限は、年金収入で「285万5,000円」から「205万3,000円」に下がることとなります。

個人住民税においては、控除最低保障額120万円と老年者最低非課税額125万円を合わせて245万円となります。

月20万円程度の年金収入の高齢者への新たな課税となり、高齢者にとって一層の生活不安、将来不安を広げることとなります。高齢者への新たな課税は、所得税と個人住民税における負担増に加え、国民健康保険税、あるいは介護保険料の負担増となっていきます。

さらに、個人住民税の引き上げがあります。市民税の均等割を一律3,000円にするため、中間市では「2,000円」が「3,000円」、一律1,000円の引き上げが行われることとなります。

また、生計同一の妻への住民税均等割非課税措置の廃止があります。これは納税義務者の妻は、どれだけの所得があっても、均等割は非課税にする制度であり、1950年から行われています。当時の女性の社会進出の状況や、行政サービスを世帯単位、家族単位で受ける者が多かったことなどが要因になっています。今日では、就労する女性は増加しており、均等割は非課税でも所得割を納税している女性は増加しています。

非課税措置をどうするかは、検討すべき課題ではありますが、就労している女性の賃金は、69%は240万円以下であり、さらに家計所得も低迷を続けている今日、非課税措置の廃止は、住民負担の引き上げとなり適当ではありません。

地方への税源移譲の一環として行われた今回の地方税法改定などによる歳入増加は、中間市で約2億円とのことですが、これらは住民負担増によるものがほとんどであり、長い不況に苦しむ庶民の暮らしをさらに追い詰めるものとなって、景気の回復を遅らせ、さらなる財政難をもたらすことにしかならないことを述べて、反対討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより専決処分8件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第6号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第7号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第8号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第9号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第9号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

日程第12、第29号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第12、第29号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第29号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたび、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正をされましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を増額するための改正でありまして、本年4月1日に遡って適用するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第29号議案に対する質疑は、6月14日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第13．第30号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第13、第30号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第30号議案中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例につきましては、平成14年12月議会におきまして議決をいただき、平成15年度に学識経験者、有識者、市内各種団体より推薦された代表に、公募市民3名、行政から1名の総勢11名により、中間市男女共同参画プラン策定委員会を設置いたしました。

同委員会では、平成15年5月から12回にわたる審議を重ね、本年3月にプラン原案の作成を完了し、その報告を受けました。その原案に基づき、「ひとり一人が生きるまちなかま、をめざして」をテーマに、中間市男女共同参画プランを策定いたしました。

このことにより、中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例につきましては、その役割を終えましたことから、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第30号議案に対する質疑は、6月14日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第14．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第14、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び井上太一君を指名いたします。

・

議長（杉原 茂雄君）

以上で、本日の日程をすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前10時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 井 上 太 一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員